

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

○介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、2017（平成29）年度の介護報酬臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数度にわたる取り組みが行われてきましたが、2019（令和元）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、「介護人材確保の為の取り組みをより一層進める為、経験・技能のある介護職員に重点を置き、介護職員の更なる処遇改善を進める」ことを目的として「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても、この加算算定を行っています。

○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の3区分それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃金改善以外の処遇改善の取り組みの“見える化”を行っていること

○算定要件の“見える化”とは

2020（令和2）年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や法人ホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取り組み内容を公表することで“見える化”を図ることとされました。

○当法人の加算取得状況

- ・介護職員処遇改善加算 I
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I

○当法人における処遇改善に関する具体的取り組み

▼資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

▼労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備

▼その他

- ・非正規職員から正規職員への転換